

ポイントシステム規定書

“MCポイントプレゼント”

平成 20 年 3 月制定

令和 2 年 10 月改定

株式会社 宮崎信販

MCポイントプレゼント利用規定

第1条（本規定）

本規定は、MCカード会員規約に付帯して、当社が会員（「会員」とは、本カードを当社より貸与された個人カードの本人会員及び家族会員、ならびに法人カードの法人会員及びカード利用者をいいます。）のカード利用に応じて本人会員等（「本人会員等」とは、本カードを当社より貸与された個人カードの本人会員及び法人カードの法人会員をいいます。）に対して付与するポイントシステム「MCポイントプレゼント」の内容及び会員が本サービスを受けるための条件等について定めたものです。

第2条（ポイントの付与）

会員のカードショッピングご利用金額（割引優待加盟店での利用の場合は、ご利用金額より割引金額を除いた金額）（以下、「対象金額」という。）合計500円（500円未満切り捨て）につき1ポイントを本人会員等に付与します。これを基本ポイントといいます。ポイント付与の対象は、対象金額のみとし、キャッシング利用金額、カード年会費、分割払手数料等はポイント付与の対象外とします。

1. ポイントは、新規の対象金額を合計し、カードご利用代金明細書（以下、「請求書」という。）に表示して、本人会員等に付与します。
2. ポイントは、カードごとに付与します。
3. 個人カードの家族会員の対象金額については、本人会員の対象金額と合算し本人会員にポイントを付与します。
4. 法人カードについては、使用者全ての対象金額を合算し法人会員にポイントを付与します。
5. 本人会員等が、対象金額を取消した場合や増減が生じた場合には、これに応じてポイントも増減するものとします。
6. 利用加盟店からの売上票（売上データ）到着時期による対象金額の請求月のずれにより、ポイント付与月にずれが生じる場合や本規定に定める優遇制度の対象外になる場合があります。

第3条（有効期限）

ポイントの有効期限は付与した月から3年間（36ヵ月）とし、有効期限が終了したポイントから1ヵ月単位で順次失効します。但し、キャンペーン等で付与したポイントはこの限りではありません。

第4条（ポイントの通知・確認）

ポイントの内容は、請求書で通知します。また、当社への電話、当社ホームページ（所定の方法が必要です。）、当社窓口にてポイントの確認を行うことができます。

第5条（ポイント内容）

ポイントの内容は下記のとおりとし、請求書に表示します。

1. 今回獲得～当月付与したポイント（基本ポイント）

2. ボーナス～当月特別に付与するボーナスポイント
3. 調整～対象金額の取消や変更等により加算・減算するポイント
4. 商品交換～前月商品に交換したポイント（マイナス表示）
5. 交換可能～当月商品交換に有効なポイント
6. 期限切れになる日・期限切れポイント

～次回ポイントの有効期限が終了する日と期限が切れるポイント(ポイント数は(5)に含まれます。)

第6条（ポイント交換）

会員は、商品交換に有効なポイントを当社が提供する商品と交換することができます。会員はポイント交換を希望する場合、当社所定の方法により当社あて申し込むものとします。

1. 本人会員等が自己の名義で複数のカードを保有する場合、カードごとの交換可能ポイントを合算したポイント数が本人会員等の交換可能ポイントとなります。
2. 同一名義の個人カードと法人カードの交換可能ポイントは合算して交換できないものとします。
3. 商品と交換したポイントは、有効期限が先に到来するポイントから減算します。
4. 会員からの申し込みにより当社が交換を受け付けた後のポイントは、受付の解除、変更、ポイントの返還等はできないものとします。

第7条（交換申し込み方法）

会員によるポイント交換の申し込みは、当社への電話、当社ホームページ（所定の方法が必要です。）、または、請求書裏面の応募用紙による郵送、当社窓口への持参で申し込みできるものとします。

第8条（交換レート）

1ポイントを2円として換算します。

第9条（交換により提供する商品）

ポイント交換により提供する商品は、日本赤十字社宮崎県支部への寄付、ポイントd e入金、商品券引換券、J C Bギフトカード、図書カード、クオカードの6種類とします。日本赤十字社宮崎県支部への寄付は、交換可能ポイント250ポイントを一口500円とし、当社より日本赤十字社宮崎県支部へ寄付するものとします。その際、領収証の発行はいたしません。ポイントd e入金は、交換可能ポイント250ポイントを一口500円とし、カードショッピングの請求金額のみに引き当てできるものとします。交換の受付は毎月9日までとし、同月11日に引き当てを行います。商品券引換券は、商品券1枚引換券（500円分）、商品券4枚引換券（2,000円分）、商品券8枚引換券（4,000円分）の3種類とし、J C Bギフトカード、図書カード、クオカードは、それぞれ1,000円券とします。商品券引換券は、宮崎山形屋、日南山形屋、イオン延岡店、イオン日向店の引換所にて、それぞれの店舗の商品券と引き換えすることができます。

第10条（商品の提供方法）

商品の提供は郵送または、当社窓口で行ないます。商品の送付先は当社へ登録のある自

宅または勤務先とし、発送日、時間等の指定はできません。商品が1万円分未満の場合は普通郵便等で送付し、1万円分以上の場合は簡易書留等で送付します。

但し、商品が日本赤十字社宮崎県支部への寄付または、ポイントd e 入金の場合は、発送はいたしません。日本赤十字社宮崎県支部への寄付は毎月月末に当社にて集計し、翌月末日までに寄付を実施するものとします。ポイントd e 入金の場合は、引き当てを行なう月の11日に実施し、同月の請求書に表示するものとします。引き当ての際はカードショッピングの請求金額内より交換が可能なポイントのみを交換し、交換不可能なポイントに関しては、原則同月11日中に会員へ返還するものとします。尚、デパートコーナーにて交換申し込み後受け取れる商品は商品券引換券のみとなります。

第11条（優遇制度・ステージアップ）

当年度（4月から翌年3月）の対象金額を集計し、集計した合計金額に応じて翌年度（4月から翌年3月）の基本ポイントに対する加算率を決定し、ボーナスポイントとして付与します。

年間対象金額合計と加算率

10万円未満		0%
10万円以上	～ 30万円未満	5%
30万円以上	～ 50万円未満	10%
50万円以上	～ 100万円未満	15%
100万円以上		20%

1. 加算率は当月の基本ポイントに乘じられ、小数点以下は切り捨てとします。
2. 優遇制度の対象は基本ポイントのみとしキャンペーンのポイントや特定のポイント（ボーナスポイント）は対象外とします。
3. 優遇制度で付与したポイントは請求書のボーナス欄に表示します。
4. 入会初年度は対象金額の集計期間が1年未満となります。
5. 優遇制度は、カードごとに適用します。
6. 利用加盟店からの売上票（売上データ）到着時期により、利用した年度中の対象金額に集計されない場合があります。

第12条（旧ポイントの移行）

平成20年3月までの請求書に印字して発行したポイント（旧ポイント）は、会員が当社窓口を持参するか、または、郵送により新ポイントに移行できます。但し、移行したポイントは移行した月から3年間の有効期限が付きまします。

第13条（ポイントの譲渡禁止）

本人会員等は、付与されたポイントにかかる権利を第三者に譲渡等できないものとします。

第14条（権利の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は本人会員等に付与したポイント及びポイント交換の権利を喪失させることができるものとします。

1. 本カードの退会、会員資格取消等、本カードの会員資格を喪失した場合

2. 当社に対する債務の履行を怠った場合

3. 本規定、または、会員規約に違反した場合

第15条（ポイントサービスの終了、中止、変更等）

当社は、いつでも本サービスを終了、中止、変更できるものとし、本人会員はあらかじめこの旨を承認するものとします。この場合、当社は終了、中止、変更する旨を当社ホームページ上にて告知するか、または、本人会員に通知するものとし、本サービスは、当該告知、または、通知する期日をもって終了、中止、変更されるものとします。また、本サービスの終了、中止、変更により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。